

中3 公民 問題（人権と政治） 一問一答（20問） 版Gの答え

※ 漢字でもひらがなでも正解です。答えの下の（ ）内の言い方でも正解です。

問いの答えを、右の欄に書きましょう。

- | | |
|--|--------------------------------|
| (1) 私生活をみだりに公開されない権利を何というか | プライバシーの権利 |
| (2) 『法の精神』で権力を分けるしくみをとなえた、フランスの思想家はだれか | モンテスキュー |
| (3) 憲法改正の発議を受けて、国民が賛成か反対かを投票で決めることを何というか | 国民投票 |
| (4) 日本国憲法は国のきまりの中でいちばん上にあり、これに反する法律は効力を持たない。このことを、憲法は国の何というか | 最高法規 |
| (5) 国の政治のあり方を最終的に決める力が国民にあるという、日本国憲法の原則を何というか | 国民主権 |
| (6) 人が生まれながらに持つ権利を、侵すことのできない永久の権利として保障する憲法の原則を何というか | 基本的人権の尊重 |
| (7) 天皇が内閣の助言と承認にもとづいて行う、形式的・儀礼的な仕事を何というか | 国事行為 |
| (8) 日本国憲法第41条で、国会は「国権の最高機関」であり、国の何であると定められているか | 唯一の立法機関 |
| (9) 刑事裁判で、被告人の利益を守るために活動する弁護士を何というか | 弁護士 |
| (10) 判決に不服があれば上級の裁判所に訴えることができ、一つの事件で3回まで裁判を受けられるしくみを何というか | 三審制 |
| (11) 衆議院で可決されると、内閣が10日以内に衆議院を解散するか総辞職しなければならない決議を何というか | 内閣不信任決議
(不信任決議・内閣不信任案 でも正解) |
| (12) 違憲審査について最終的に決定する最高裁判所は、何とよばれるか | 憲法の番人 |
| (13) 裁判所が、国会や内閣などほかの権力から干渉を受けずに裁判を行うことを何というか | 司法権の独立 |
| (14) 利益を目的とせず、福祉やまちづくりなどの社会貢献活動を行う民間の団体を何というか | NPO
(非営利組織・特定非営利活動法人 でも正解) |
| (15) 地方公共団体の間の財政の格差をおさえるために、国から配分される使い道の決まっていないお金を何というか | 地方交付税交付金
(地方交付税 でも正解) |
| (16) 地域の重要な問題について、住民が投票で直接意思を示すことを何というか | 住民投票 |
| (17) 内閣を組織して政権を担当する政党を何というか | 与党 |
| (18) 選挙区によって、議員一人あたりの有権者の数がちがうために、一票の価値に差が出ることを何というか | 一票の格差 |
| (19) 一つの選挙区から一人の代表を選ぶ選挙のしくみを何というか | 小選挙区制 |
| (20) 地方公共団体が、収入の不足を補うために発行する借金の証書を何というか | 地方債 |